週休２日適用工事（現場閉所）実施要領の解説

１　はじめに

本解説は、実施要領の適用上の留意点を解説するもので、実施要領等より引用・抜粋を行った部分については、実線囲みで示している。

２　実施要領の解説

３　用語の定義

(1) 週休２日

ア　完全週休２日（土日）とは、対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、１週間に２日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

イ　月単位の週休２日とは、対象期間において、全ての月で４週８休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

ウ　通期の週休２日とは、対象期間において、４週８休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

現場着手日から現場完了日までの期間をいう。

なお、年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

(3) 現場閉所

巡回パトロール、保守点検及び交通誘導警備員による交通規制等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて１日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

【解説】

○完全週休２日（土日）において、受注者の責によらず、悪天候の影響により、やむを得ず平日に現場閉所し、土日に施工が必要な場合があることから、１週間の定義は「月曜日から日曜日まで」を基本とする。

○現場着手日とは、工事施工範囲内で何らかの作業（現場事務所等の設営及び起工測量等の準備工事を含む）に着手した日をいう。

○現場完了日とは、工事施工範囲内で全ての作業（後片付けを含む）が完了した日をいう。

○他に対象期間に含まない場合としては、「工事事故等による不稼働期間」、「天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間」が挙げられる。

○現場着手日の前や現場完了日の後に行う書類作成・整理期間は、対象外とする。

○発注者は、やむを得ず対象外とする期間を設定する場合は必要最小限の期間とし、対象外とする作業と期間を施工条件総括表に明示するものとする。

○現場閉所とは、工事施工箇所において材料搬入等を含めて、一切の現地作業を行わない状態をいう。

○地域貢献等として、工事施工範囲外で行うボランティア活動や清掃・催事参加等のみを行った場合は、現場閉所と扱うものとする。

○現場閉所の目安について

積み上げ積算及び率計上分に関しては、下記を参照し、適切に考慮するものとする。

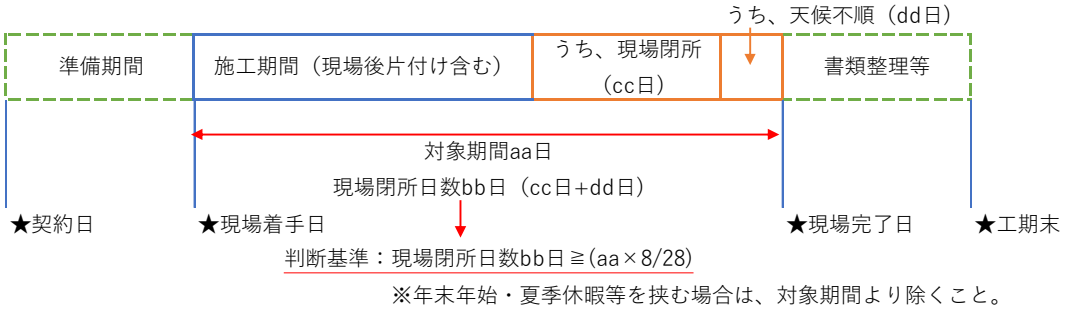
			現場閉所としない	現場閉所とみなす
積み上げ積算に関する作業			○	
率計上分	運搬費	建設機械器具の運搬等に要する費用	○	
		工事施工上必要な建設機械器具の運搬等に要する費用	○	
	準備費	準備及び後片付けに要する費用	○	
		調査、測量、丁張等に要する費用	○	
		準備として行う伐開、除根、除草、整地、段切り、すりつけ等に要する費用	○	
	安全費	工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用		○
		不稼働日の保安要員等の費用		○
		安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料	○	
	技術管理費	品質管理基準に記載されている試験項目(必須・その他)に要する費用	現地試験 ○	室内試験 ○
		出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用	測量 ○	現場外 ○
		工程管理のための資料の作成等に要する費用		現場外 ○
		完成図、マイクロフィルムの作成及び電子納品等に要する費用		現場外 ○
		建設材料の品質記録保存に要する費用		現場外 ○
		コンクリートの単位水量測定、ひび割れ調査、テストハンマーによる強度推定調査に要する費用	○	
		微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定に要する費用	○	
		PC 上部工、アンカー工等の緊張管理、グラウト配合試験等に要する費用	○	
		トンネル工(NATM)の計測 A に要する費用 ※計測 B については積み上げとなるが、実施する場合は別途、 財務課工事検査室に相談すること。		○
		塗装塗膜厚施工管理に要する費用	○	
		溶接工の品質管理のための試験等に要する費用	○	
		建設発生土情報交換システム及び建設副産物情報交換システムの操作に要する費用		現場外 ○
	営繕費	現場事務所、試験室等の営繕(設置・撤去、維持・修繕)に要する費用	現場内 ○	現場外 ○
		労働者宿舎の営繕(設置・撤去、維持・修繕)に要する費用	現場内 ○	現場外 ○
		倉庫及び材料保管場の営繕(設置・撤去、維持・修繕)に要する費用	現場内 ○	現場外 ○

※　現場外とは、工事現場及び現場事務所以外を指す。

○計画・実施工程表による現場閉所の達成の判断基準は以下による。

計画・実施現場閉所日数　≧　計画・実施対象期間から算出される
現場閉所日数（計画・実施対象期間×8／28）

＜参考イメージ（通期の４週８休）＞



※年末年始・夏季休暇等を挟む場合は、対象期間より除くこと。

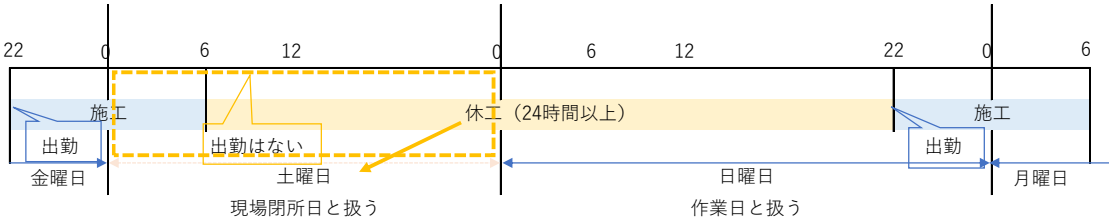
（半日、夜間の基本的な考え方）

○半日単位での現場閉所は認めないものとする。この場合、月曜日・火曜日ともに出勤するため、24 時間以上の連続した休工を行っても現場閉所日ではない。



○夜間作業において出勤から作業終了までに曜日を跨ぐ場合は、出勤していない曜日で作業終了時間から 24 時間以上の現場閉所を確保出来れば、その曜日を現場閉所日とする。この場合、土曜日は出勤せず、金曜日継続作業完了後（土曜日の６時）、24 時間以上の休工を確保できるため、現場閉所日として扱う。

○完全週休２日（土日）について、夜間工事は曜日を跨ぐため、週７回の夜間のうち、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所を行っていれば、完全週休２日（土日）を達成しているとみなす。



〔その他の考え方〕

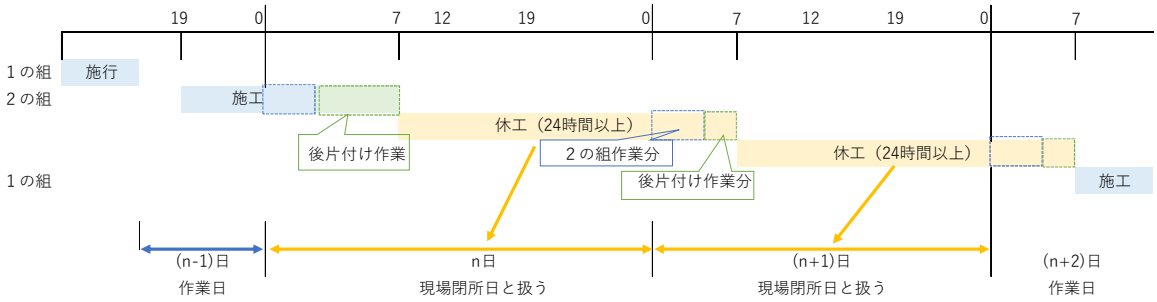
工事特性に応じて判断する事例として以下が挙げられる。

(1) トンネル工事

ア　休工日に行う通常施工における切羽変位計測（自動計測や確認等）は、保守点検の一環として現場閉所扱いとする。

※　切羽崩落など突発的な対応が必要となった場合は対象期間としない。

イ　２方施工の２の組が翌早朝に行う作業及び発破火薬の後片付け作業は、その後 24 時間もしくは 48 時間以上の休工が認められる場合は現場閉所扱いとする。



※　なお、トンネル工事に限らず、２方施工の工事は、同様の扱いとする。

(2) ニューマチックケーソン工事

沈下掘削期間の休工日に行う送排気設備の運転管理点検は、保守点検の一環として現場閉所日として取り扱うこととする。

(3) 道路維持工事、作業等

ア　現場閉所日に緊急対応を行った場合は、現場閉所日として取り扱うこととする。

イ　道路巡回のみを行いその他一切の工事を行わない日は、現場閉所日として取り扱うこととする。ただし、道路巡回員が各社の就業規則等に基づき４週８休以上の休日を確保している場合に限る。

(4) 施工箇所が点在する場合

施工箇所が点在する場合は、全施工箇所を同日で休工した場合に現場閉所日として取り扱うこととする。

４　週休２日の達成判断

(1) 完全週休２日（土日）とは、対象期間内の全ての週において、土日に現場閉所されている状態をいう。受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に協議した上で、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。

(2) 月単位の週休２日とは、対象期間内の全ての月で現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（８日／28 日）以上の水準の状態をいう。ただし、暦上の土日の閉所では 28.5%に満たない月は、その月の土日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、４週８休以上を達成しているものとみなす。

(3) 通期の週休２日とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%（８日／28 日）以上の水準の状態をいう。

【解説】

①　完全週休２日（土日）の達成について

対象期間内の全ての週において、土日を現場閉所日に指定するが、受注者の責によらない理由により、やむを得ず土日に施工し、土日以外に現場閉所しなければならない場合は、以下の例を参考に柔軟に対応できるものとする。

＜受発注者協議により土日以外の現場閉所日を設ける等柔軟な対応の例＞

受注者の責によらない理由※により、土日のいずれかの日又は両日に施工を行わざるを得ない場合は、週間工程表の提出時等、事前に打合せ簿による受発注者協議にて、代わりの現場閉所日を設定することができる。協議により設定した代わりの現場閉所日（以下、「代替日」という。）に現場閉所を実施することで、完全週休２日（土日）を達成したものとみなす。

なお、代替日を設定する週においては、同一週内に２日以上の現場閉所の実施を基本とする。ただし、同一週内に現場閉所の実施が困難な場合は、翌週５日以内に代替日を設定してもよい。

※　受注者の責によらない理由は以下のとおりとする。

1）関係機関や地域住民、関連工事等との調整の影響を受ける場合
2）専門的な技術を要する工種において、協力企業等との工程調整の結果、連日施工せざるを得ない場合
3）工事期間中に悪天候（降雨、降雪、猛暑日等）が続いた場合
4）工事期間中に発生した災害等の影響を受ける場合
5）その他、受発注者協議により認められた場合

■代替日のイメージ図

月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14

協議日　代替日　施工日　代替日



同一週内でも翌週５日以内でも代替日を設定できる。

②　月単位の週休２日の達成について

（月単位の週休２日を達成の考え方）

対象期間内の全ての月で現場閉所日数の割合「現場閉所率」が、28.5%（８日／28 日）以上を達成している状態をいう。

月単位の週休２日を達成した工事

10月　日数 31　閉所日 8　閉所率 25.8%　←※

月	火	水	木	金	土	日
29	30	1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31	1	2

達成

11月　日数 30　閉所日 12　閉所率 40.0%

月	火	水	木	金	土	日
27	28	29	30	31	1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

達成

12月　日数 28　閉所日 8　閉所率 28.5%

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31	1	2	3	4

達成

→　全ての月で 28.5%以上を達成している。

灰色：対象外期間　黄色：現場閉所日

月単位の週休２日を達成していない工事

10月　日数 31　閉所日 9　閉所率 29.0%

月	火	水	木	金	土	日
29	30	1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31	1	2

達成

11月　日数 30　閉所日 12　閉所率 40.0%

月	火	水	木	金	土	日
27	28	29	30	31	1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

達成

12月　日数 28　閉所日 7　閉所率 25.0%

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31	1	2	3	4

未達成

→　全ての月で 28.5%以上を達成していない。

灰色：対象外期間　黄色：現場閉所日

※　（暦上週２日の現場閉所では現場閉所率が 28.5%に満たない月の考え方）を参照

（暦上週２日の現場閉所では現場閉所率が 28.5%に満たない月の考え方）

暦上週２日の現場閉所では現場閉所率が 28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、４週８休以上（28.5%以上）を達成しているものとみなす。

10月

日数	31	閉所日	8	閉所率	25.8%

月	火	水	木	金	土	日
29	30	1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31	1	2

黄色：現場閉所日

現場閉所率は 25.8%
（8 日／31 日）
ただし、
現場閉所８日 ≧ 土日の合計８日

→ 月単位の週休２日を達成

5月

日数	13	閉所日	3	閉所率	23.0%

月	火	水	木	金	土	日
28	29	30	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	1

現場着手日　灰色：対象外期間　黄色：現場閉所日

現場閉所率は 23.0%
（３日／13 日）
ただし、
現場閉所３日 ≧ 土日の合計３日

→ 月単位の週休２日を達成

（対象期間内で７日に満たない月の考え方）

工期始期・終期、年末年始、夏季休暇などにより対象期間が７日間に満たない月は、達成判断の対象外とする。



10月	日数	5	閉所日	0	閉所率	0.0%
月	火	水	木	金	土	日
29	30	1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31	1	2

対象外

11月	日数	30	閉所日	12	閉所率	40.0%
月	火	水	木	金	土	日
27	28	29	30	31	1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

達成

12月	日数	5	閉所日	0	閉所率	0.0%
月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31	1	2	3	4

対象外

現場着手日　現場完了日　灰色：対象外期間　黄色：現場閉所日

10 月

工期始期が 10 月 27 日（月）

（土日なし、対象期間が５日）

11 月

現場閉所率は 40.0％

（12 日／30 日）

12 月

工期終期が 12 月５日（金）

（土日なし、対象期間が５日）

10 月・12 月は工期始期・終期により、対象期間が７日間に満たない月となるため、達成判断の対象外となる。左図の例の場合は、11 月の現場閉所率から月単位の週休２日の達成を判断する。

→ 月単位の週休２日を達成

※　対象期間内で７日に満たない月は、月単位の週休２日の達成判断の対象外とはなるが、通期の週休２日の達成判断の対象期間に含まれるため、留意すること。

③　通期の週休２日の達成について

通期の週休２日とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%（８日／28 日）以上を達成している状態をいう。

通期の週休２日を達成した工事

10月	日数	20	閉所日	5	閉所率	25.0%
月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31	1	2

11月	日数	30	閉所日	7	閉所率	23.3%
月	火	水	木	金	土	日
27	28	29	30	31	1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

12月	日数	19	閉所日	8	閉所率	42.1%
月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31	1	2	3	4

日数	69	閉所日	20	閉所率	28.9%

現場着手日　灰色：対象外期間

現場完了日　黄色：現場閉所日

→　対象期間内の現場閉所率が
28.5%以上を達成している。

通期の週休２日を達成していない工事

10月	日数	20	閉所日	5	閉所率	25.0%
月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31	1	2

11月	日数	30	閉所日	7	閉所率	23.3%
月	火	水	木	金	土	日
27	28	29	30	31	1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

12月	日数	19	閉所日	6	閉所率	31.5%
月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31	1	2	3	4

日数	69	閉所日	18	閉所率	26.0%

現場着手日　灰色：対象外期間

現場完了日　黄色：現場閉所日

→　対象期間内の現場閉所率
28.5%以上を達成していない。

〔補足〕　**週休２日適用工事の対象外について**

現場施工期間が休工日を含めて７日間未満の工事は週休２日適用工事の対象外とする。

５月	日数	6	閉所日	2	閉所率	33.3%
月	火	水	木	金	土	日
28	29	30	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

現場着手日　現場完了日　灰色：対象外期間　黄色：現場閉所日

→　週休２日適用工事の対象外

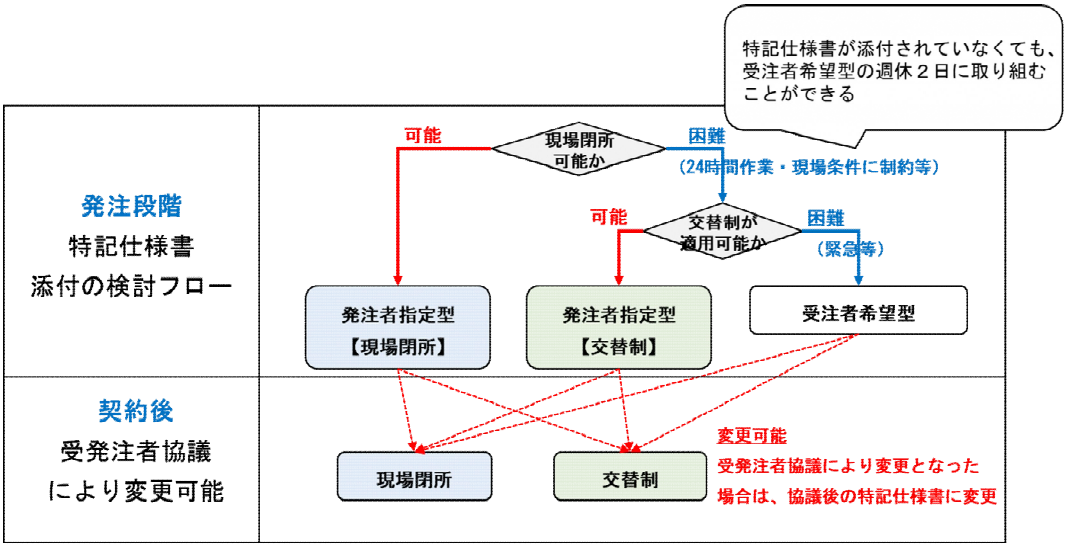
５　発注方式

週休２日適用工事（現場閉所）は発注者指定方式を基本とする。また、「週休２日適用工事　発注者指定方式（現場閉所）特記仕様書」が添付されていない場合は受注者希望方式とし、週休２日の取組内容について、現場着手前に受発注者協議する（通期の週休２日は必須）。

【解説】

○当初、現場閉所で発注した場合でも、現場着手前の受発注者協議において、現場条件等により現場閉所が困難な場合は、週休２日（交替制）に変更することができる。週休２日（交替制）に変更した場合は、当初に添付した特記仕様書を交替制に読み替えるものとし、取組にあたっては、週休２日適用工事（交替制）実施要領によることとする。

○当初、特記仕様書が添付されていない場合は、受注者希望方式として現場着手前に受発注者協議により現場閉所又は交替制を選択し、対象工事として取り組むことができる。週休２日に取り組む場合は、新たに特記仕様書を添付し、条件明示する。



現場閉所：工事現場を休工することで週休２日を達成
交替制　：工事現場は止めず、作業員が交替しながら休日を確保することで週休２日を達成

〔条件明示の例〕

○施工条件関係

明示事項　Ⅰ　工程関係

施工条件　4　その他

受発注者協議により週休２日適用工事（現場閉所）の対象とし、完全週休２日（土日）に取り組むものとする。対象期間内の達成状況に応じて、工事成績評定における加点の対象とする。

6　積算方法等

(1) 補正係数

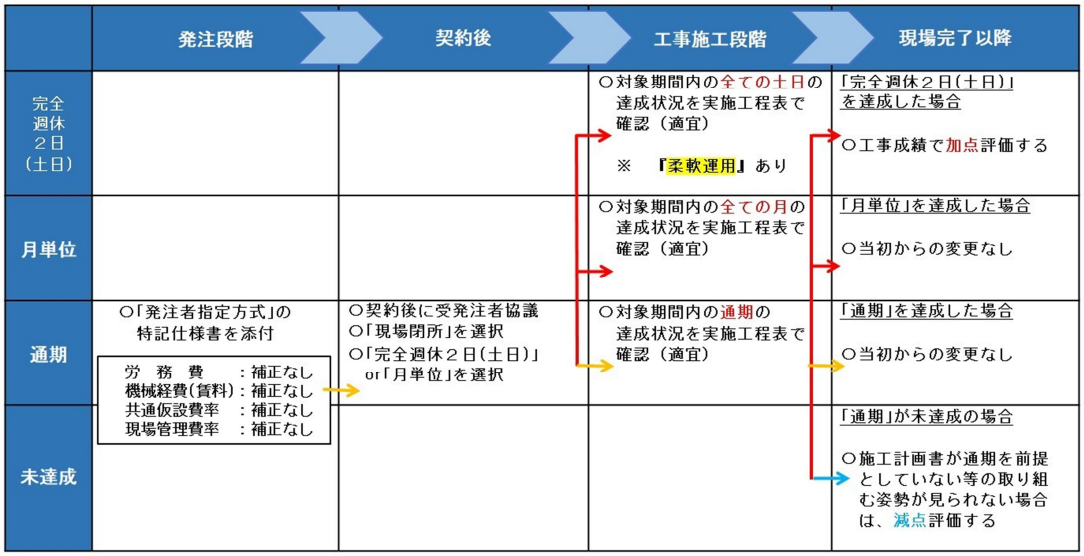
週休２日の達成状況に応じた費用補正は行わない。

(2) 工事成績評定

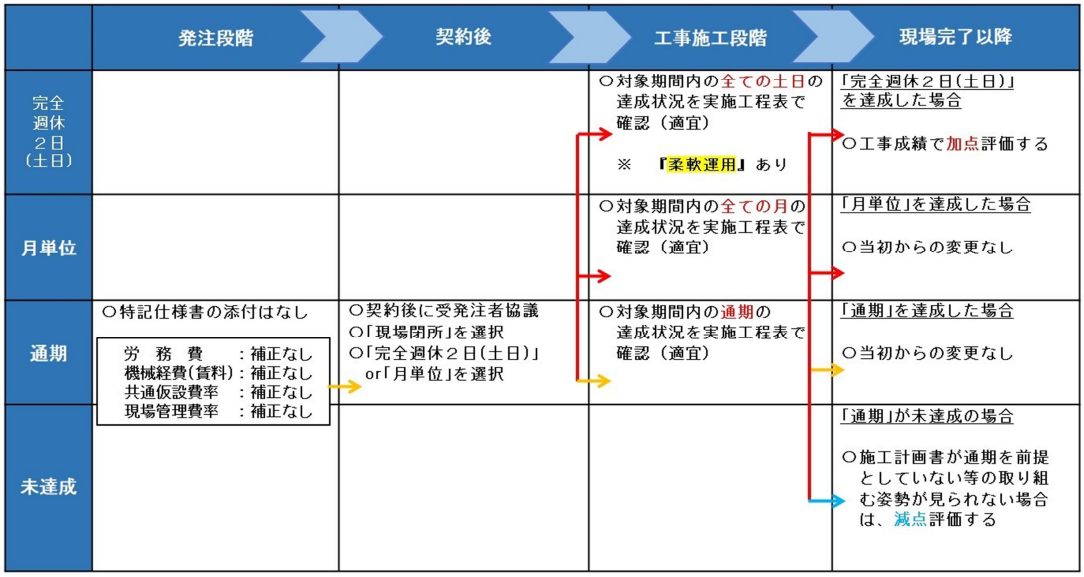
提出された工程表が通期の週休２日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、三条市建設請負工事成績評定実施要領の考査項目「７．法令順守等」において、点数を減ずる措置を行うものとする。

なお、完全週休２日（土日）を達成した場合は、創意工夫における【その他】において評価するものとする。

（発注者指定方式（現場閉所）の発注～現場完了確認までのイメージ）



（受注者希望方式（現場閉所）の発注～現場完了確認までのイメージ）



8　現場閉所の確認方法等

発注者は、書類の作成負担等を考慮し、現場閉所を確認できる既存資料等（現場閉所実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等）について受注者に提示を求め、現場閉所の状況を確認するものとする。

発注者による現場閉所の状況の確認は月１回程度を目安とし、週休２日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

また、受注者の就業規則等において、４週８休以上の休日が規定されている場合は、当該内容を確認できる就業規則の提示をもって、週休２日の取組状況を確認する資料として取り扱うことができる。

ただし、工事成績評定における評価を行う場合は、現場閉所実績の確認を必須とする。

【解説】

○現場着手前の受発注者協議において、週休２日の取組内容（現場閉所の考え方、現場閉所予定日）及び週休２日達成状況の確認方法・頻度について工事打合せ簿により双方合意の上、決定する。

○発注者は、書類の作成負担等を考慮し、取組状況の確認や、要因分析等のための新たな資料を別途作成することを受注者に求めてはならない。